

小牧市都市計画審議会運営規程（平成12年6月2日施行）新旧対照表

現行	改正後（案）
（趣旨） 第1条 この規程は、小牧市都市計画審議会条例（昭和44年小牧市条例第36号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、小牧市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関する事項を定めるものとする。	（趣旨） 第1条 この規程は、小牧市都市計画審議会条例（昭和44年小牧市条例第36号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、小牧市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に<u>必要な</u>事項を定めるものとする。
（会長の任期等） 第3条 会長の任期は、委員の任期とする。 2 会長がその職を辞し、又は委員を退職したとき、その他会長が欠けたときは、次回の審議会において、会長の選挙を行うものとする。	（会長の任期等） 第3条 会長の任期は、委員の任期とする。 2 会長がその職を辞し、又は委員を退職したとき、その他会長が欠けたときは、次回の審議会（以下「<u>会議</u>」という）において、会長の選出をすることとする。
（委員の招集） 第4条 会長は、<u>審議会の会議を招集しようとするときは、招集の期日の3日前までに、あらかじめ議案、日時及び場所を各委員に通知しなければならない。</u>	（削る）
（委員の代理） 第5条 条例第2条第2項第3号及び第4号に掲げる者のうちから任命された委員に事故あるときは、その職務を代理する者が議事に参与し、決議の数に加わることができる。	（委員の代理） 第4条 条例第2条第2項第3号及び第4号に掲げる者のうちから任命された委員に事故あるときは、その職務を代理する者が議事に参与し、決議の数に加わることができる。
（新設）	（<u>会議の傍聴</u>） 第5条 <u>会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）は、事務局に申し出なければならない。</u>

	2 傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の5分前まで会議開催場所で先着順にて行うものとする。 3 傍聴者は、会議の開催予定時刻の5分前までに会議開催場所に入室しなければならない。 4 傍聴者の定員は、会議の都度、会議開催場所の収容人数等を考慮し、あらかじめ事務局が決定する。 5 傍聴者は、会議を傍聴するときは、次の事項を守らなければならない。 (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。 (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。 (3) 飲食又は喫煙を行わないこと。 (4) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。 (5) その他会議の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。 6 傍聴者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに退場しなければならない。 (1) 傍聴者が前項の規定に違反し、会長が退場を命じたとき。 (2) 小牧市審議会等の会議の公開に関する指針（平成15年2月18日 15小総第84号）第4条の規定により、会議を非公開としたとき。
--	---

資料 1

(会議の公開等) 第6条 審議会の会議は、これを公開するものとする。ただし、審議会が非公開する旨を議決した場合は、この限りでない。 2 会議の傍聴について必要な事項は、別に定める。	(削る)
(議案の説明者) 第7条 会長は、議案に係りのある市の職員を会議に出席させ、議案について説明させることができる。	(議案の説明者) 第6条 会長は、議案に係りのある市の職員を会議に出席させ、議案について説明させることができる。
(議事録) 第8条 審議会の会議については、議事録を作成し、会長が指名した委員2名がこれに記名（署名も可）するものとする。 2 公開した会議の議事録は、小牧市情報公開条例（平成12年小牧市条例第39号）第7条各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）が記録されているものを除き、その写しを市民の閲覧に供するものとする。 3 非公開とした会議の議事録に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分の議事録の公開について、当該会議で決定した場合に限り、その写しを市民の閲覧に供することができるものとする。	(削る)
(雑則) 第9条	(雑則) 第7条

○小牧市都市計画審議会運営規程

平成 1 2 年 6 月 2 日

施行

(趣旨)

第 1 条 この規程は、小牧市都市計画審議会条例（昭和 4 4 年小牧市条例第 3 6 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、小牧市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の選挙)

第 2 条 会長の選挙は、無記名投票で行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。

2 当選人を定めるにあたり、投票数が同じであるときは、くじで定める。

3 審議会は、委員中に異議がないときは、第 1 項の選挙につき、指名推選の方法を用いることができる。

(会長の任期等)

第 3 条 会長の任期は、委員の任期とする。

2 会長がその職を辞し、又は委員を退職したとき、その他会長が欠けたときは、次回の審議会（以下「会議」という。）において、会長の選出をすることとする。

(委員の代理)

第 4 条 条例第 2 条第 2 項第 3 号及び第 4 号に掲げる者のうちから任命された委員に事故あるときは、その職務を代理する者が議事に参与し、決議の数に加わることができる。

(会議の傍聴)

第 5 条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）は、事務局に申し出なければならない。

2 傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の 5 分前までに会議開催場所にて先着順で行うものとする。

3 傍聴者は、会議の開催予定時刻の 5 分前までに会議開催場所に入室し

資料 1

なければならない。

- 4 傍聴者の定員は、会議の都度、会議開催場所の収容人数等を考慮し、あらかじめ事務局が決定する。
- 5 傍聴者は、会議を傍聴するときは、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
 - (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
 - (3) 飲食又は喫煙を行わないこと。
 - (4) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
 - (5) その他会議の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。
- 6 傍聴者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに退場しなければならない。
 - (1) 傍聴者が前条の規定に違反し、会長が退場を命じたとき。
 - (2) 小牧市審議会等の会議の公開に関する指針（平成15年2月18日15小総第84号）第4条の規定により、会議を非公開としたとき。（議案の説明者）

第6条 会長は、議案に関係のある市の職員を会議に出席させ、議案について説明させることができる。

（雑則）

第7条 この規程に定めのない事項については、会長が定める。

附 則

この規程は、平成12年6月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年12月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年 月 日から施行する。